

貨物自動車運送事業法に基づく揭示 - 貨物自動車運送の区域又は区間、業務の範囲 等 -

自動車

運送の種類	貨物自動車運送事業
運送機関の種類	貨物自動車運送
運送の区域又は区間	全国
業務の範囲	一般事業

貨物利用運送事業法に基づく揭示 - 利用運送の区域又は区間、業務の範囲 等 -

自動車

利用運送の種類	第一種利用運送事業
利用運送機関の種類	貨物自動車運送
利用運送の区域又は区間	近畿圏（大阪府、兵庫県、滋賀県）区域発着貨物 首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、群馬県、 茨城県）区域発着貨物 中部圏（愛知県、三重県、岐阜県）区域発着貨物 福島県、山形県区域発着貨物
業務の範囲	一般事業